

新旧対照表

新	旧															
<p>高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条から第2条まで省略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第3条 県は、地理的条件や歴史的背景から発展してきた本県の伝統的工芸品及び伝統的特産品（以下「伝統的工芸品等」という。）産業を後世に伝えていくため、伝統的工芸品等産業の後継者の確保及び育成を支援することを目的として市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する研修生及び研修受入生産者等（以下「間接補助事業者」という。）を支援する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>(補助事業者及び補助対象事業)</p> <p>第4条 補助事業者及び補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 学校形式運営事業 市町村が補助事業者として行う学校形式で研修が実施される事業</p> <p>(2) 技能習得研修事業 次に定める生産団体（当該団体から委任を受けた団体を含む。以下同じ）又は伝統工芸品等の生産者（以下「伝統的工芸品等の生産者等」という。）が補助事業者として行う本格的な技能習得のために研修が実施される事業（ただし、伝統的工芸品等の生産者が補助事業者となる場合は、第11条第3項に定める申請手続を必要とする。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 45%;">品目</th> <th style="width: 40%;">生産団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">伝統的工芸品</td> <td>土佐和紙</td> <td>高知県手すき和紙協同組合</td> </tr> <tr> <td>土佐打刃物</td> <td>高知県土佐刃物連合協同組合</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">伝統的特産品</td> <td>宝石珊瑚</td> <td>全高知珊瑚協同組合連合会</td> </tr> <tr> <td>土佐硯</td> <td>三原硯石加工生産組合</td> </tr> <tr> <td>竹の子笠（まんじゅう笠）</td> <td>芸西村笠芸会</td> </tr> </tbody> </table> <p>(補助対象経費及び補助率等)</p> <p>第5条 補助対象経費及び補助率は、次に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>	区分	品目	生産団体	伝統的工芸品	土佐和紙	高知県手すき和紙協同組合	土佐打刃物	高知県土佐刃物連合協同組合	伝統的特産品	宝石珊瑚	全高知珊瑚協同組合連合会	土佐硯	三原硯石加工生産組合	竹の子笠（まんじゅう笠）	芸西村笠芸会	<p>高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条から第2条まで省略</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第3条 県は、地理的条件や歴史的背景から発展してきた本県の伝統的工芸品及び伝統的特産品（以下、「伝統的工芸品等」という。）産業を後世に伝えていくため、伝統的工芸品等産業の後継者の確保及び育成を目的として市町村（以下「補助事業者」という。）が実施する研修生及び研修受入生産者等（以下「間接補助事業者」という。）を支援する事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>(補助対象経費及び補助率等)</p> <p>第4条 補助対象経費及び補助率は、次に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。</p>
区分	品目	生産団体														
伝統的工芸品	土佐和紙	高知県手すき和紙協同組合														
	土佐打刃物	高知県土佐刃物連合協同組合														
伝統的特産品	宝石珊瑚	全高知珊瑚協同組合連合会														
	土佐硯	三原硯石加工生産組合														
	竹の子笠（まんじゅう笠）	芸西村笠芸会														

事業区分	補助事業者	事業名	補助対象経費	研修期間等	補助率および補助上限額	備考
学校形式運営事業	市町村	研修環境整備	研修場所や後継者の確保、育成に必要な備品購入等にかかる経費 ・研修用道具の購入又はリース料 ・修繕費 ・その他知事が認めるもの	3か月以上2年以内。1か月における研修日数は原則として20日以上	3分の2以内 上限20万円/年	・研修用道具について、研修の用に供すべき物が無い場合に限る。 ・上限額に受入者数をかけた範囲内を上限とする。
		研修生補助	研修生に支給する研修補助金等 ・図書教材費 ・道具代 ・損害保険料 ・研修中の生活費 ・その他知事が認めるもの		3分の2以内 上限10万円/年	
		学校運営補助	学校形式による育成施設の管理に関する経費		3分の1以内	他の補助事業の対象経費を除いた事務管理費の3分の1以内を上限とする。

事業区分	事業名	補助対象経費	研修期間等	補助対象事業費上限額	補助率	備考
短期研修事業	短期研修	短期研修開催に要する次の経費とする。 ・案内チラシ ・パンフレット作成費 ・指導者への謝金及び旅費 ・ホームページの作成費 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・材料代 ・その他知事が認めるもの	5日以上（研修1日目から最終日までが3ヶ月未満であれば研修日が連続していなくても可とする）	1研修当たり30万円/年。指導者への謝金について日額9,000円を上限とし、複数指導者による研修を実施する場合も謝金の合計額は同額を上限とする。	3分の2以内	・研修中の滞在費、研修地への往復の旅費等は研修生自身の費用負担とする。 ・研修生と指導者が3親等以内の場合は補助対象外。
長期研修事業	研修環境整備	補助対象経費は、研修場所や後継者の確保、育成に必要な備品購入等にかかる経費とする。 ・研修用道具の購入又はリース料 ・修繕費 ・その他知事が認めるもの		30万円/年	3分の2以内	・上限額は、研修生を受け入れる事業者ごととする。 ・ただし、研修用道具については、研修の用に供すべき物が無い場合に限る。 ・学校形式による育成施設については、上限額に受入者数をかけた範囲内を上限とする。

技能習得 研修事業	伝統工芸等 の生産者等	研修環境 整備	研修場所や後継者の確保、育成に必要な備品購入等にかかる経費 ・研修用道具の購入又はリース料 ・修繕費 ・その他知事が認めるもの	3か月以上1年以内。1か月における研修日数は最低10日以上	上限20万円/年	・ただし、研修用道具については、研修の用に供すべき物が無い場合に限る。		研修生補助	補助対象経費は、研修生に支給する研修補助金等とする。 ・図書教材費 ・道具代 ・原材料費 ・研修視察費 ・研修生受入生産者等との連絡会等への参加費 ・損害保険料 ・研修中の生活費 ・その他知事が認めるもの	3か月以上2年以内。1か月における研修日数は原則として20日以上。	研修生1人当たり月額15万円	3分の2以内	ただし、指導者とは別生計である者。	
		研修生補助	研修生に支給する研修補助金等 ・図書教材費 ・道具代 ・損害保険料 ・研修中の生活費 ・その他知事が認めるもの		研修生1人当たり月額5,000円/上限10万円/月	ただし、指導者とは別生計である者。			研修受入生産者等補助	研修受入生産者等に支給する謝金とする。		研修受入生産者等1人当たり月額12万5千円。ただし、研修受入生産者等が、複数の指導者による研修を実施する場合は、研修生1人当たりにつき月額12万5千円とする。	10分の10以内 3分の2以内	・月額5万円までの補助率は10分の10以内。 ・月額5万円を超え12万5千円までの部分の補助率は、3分の2以内とする。 ・研修生と受入生産者等が3親等以内の場合は補助対象外。
		研修指導者補助	研修受入生産者等に支給する謝金		月額6,000円/上限12万円/月 ※複数の指導者による研修を実施する場合も同様	・研修生と受入生産者等が3親等以内の場合は補助対象外。				学校運営補助	学校形式による育成施設の管理に関する経費とする。			3分の1以内

						<p>理費の3分の1以内を上限とする。</p>
<p>(対象研修生)</p> <p>第6条 各事業区分における対象研修生は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 伝統的工芸品等産業に就業意思のある新規就業希望者で、伝統的工芸品等産業に従事していない者。</p> <p>(2) 義務教育を終了し、研修開始年の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。</p> <p>(3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。</p> <p>(4) 高知県内に居住している者。</p>			<p>販路開拓・プロモーション事業</p> <p>販路開拓・市場調査</p> <p>長期研修修了生が行う国内外での販路開拓・市場調査に要する次の経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費 ・専門家謝金 ・広告宣伝費 ・会場借上料 ・印刷製本費 ・資料購入費 ・映像制作費 ・デザイン料 ・ホームページ作成費 ・委託料 ・通信運搬費 ・消耗品費 ・翻訳料 ・通訳料 ・展示会等への出展等にかかる小間料 ・小間装飾料及び備品借上料 ・その他知事が認めるもの 	<p>1年以内(事業期間)</p>	<p>1事業者あたり50万円/年</p>	<p>3分の2以内</p> <p>事業者とは、産地組合又は当該補助金を活用した長期研修修了生とする。</p>
						<p>(対象研修生)</p> <p>第5条 各事業区分における対象研修生は、以下のとおりとする。</p> <p>1 短期研修事業における対象研修生は、次の各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(1) 伝統的工芸品等に係る技術習得希望者であること。</p> <p>(2) 義務教育を終了し、研修開始年の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。</p> <p>(3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。</p>

(対象事業実施主体等)

第7条 学校形式運営事業において、間接補助事業者となる事業実施主体は、伝統的工芸品等の指定又は認定を受けた団体とする。

2 技能習得研修事業において、補助事業者となる事業実施主体は次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 伝統的工芸品等産業の経験が10年以上の指導者を1名以上確保できていること。
- (2) 研修を行う伝統的工芸品の研修施設を確保できていること。
- (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(研修期間等)

第8条 第4条の規定による学校運営形式事業の対象となる研修の期間は、研修生1名につき3か月以上2年以内とし、1か月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始又は事故・病気等、または受入先が定める休暇(土日・祝日、長期休暇等)の理由が生じた場合、この限りではない。

2 技能習得研修事業の対象となる研修の期間は、研修生1名につき原則3か月以上1年以内とする。ただし、土佐打刃物の生産者が実施する研修で、学校運営形式事業と同等以上の技能習得のために必要と認められる場合は最大1年の延長を可とする。また、1か月における研修日数は、原則として10日以上とする。ただし、事故・病気等の理由が生じた場合、この限りではない。研修日数10日以上が確保できる場合、月途中からの研修開始も可とし、当該月を研修期間1か月とみなすこととする。

(研修内容等の検討及び状況確認)

第9条 第4条の規定による学校形式運営事業の補助事業者は、事前に研修生個別の研修カリキュラムを確認し、また、定期的に研修実施状況の確認を行い、研修修了後は、研修日誌を知事に提出しなければならない。

2 長期研修事業における対象研修生は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 伝統的工芸品等産業に就業意思のある新規就業希望者で、伝統的工芸品等産業に従事していない者。
- (2) 義務教育を終了し、研修開始年の4月1日現在において15歳以上65歳未満である者。
- (3) 対象研修受入生産者等の工場や加工場のある市町村に居住している者。
- (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。

3 販路開拓・プロモーション事業の対象となる長期研修修了生は、次の各号の全てに該当する者とする。

なお、産地組合が申請を行う場合でも、主たる事業の実施者は長期研修修了生とする。

- (1) 事業開始年の4月1日現在において伝統的工芸品等産業に従事している者。
- (2) 高知県内に居住している者。
- (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者。

(対象研修受入生産者等)

第6条 短期研修事業及び長期研修事業における間接補助事業者となる研修受入生産者等は、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 伝統的工芸品等の指定又は認定を受けた団体又は生産者
- (2) 伝統的工芸品等の指定又は認定を受けた団体から推薦を受けた生産者

2 前項に該当する研修受入生産者等は、次の各号の全てに該当すること。

- (1) 伝統的工芸品等産業の経験が10年以上の指導者を1名以上確保すること。
- (2) 研修を行う伝統的工芸品の研修施設を持つこと。
- (3) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

3 販路開拓・プロモーション事業における間接補助事業者となる産地組合とは、伝統的工芸品等を製造する事業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合等をいう。

(研修期間等)

第7条 第4条の規定による長期研修事業の対象となる研修の期間は、研修生1名につき3か月以上2年以内とし、1か月における研修日数は、原則として20日以上とする。ただし、月途中の研修開始又は事故・病気等、または受入先が定める休暇(土日・祝日、長期休暇等)の理由が生じた場合、この限りではない。

2 2年を超える研修を行う事を妨げない。ただし、2年を超える期間については、補助対象としない。

3 第5条第3項に該当する長期研修修了生の補助対象期間は、次の各号のいずれかによる。

- (1) 令和6年度までに長期研修を修了した者は、令和7年度から令和9年度までの3年間。
- (2) 令和7年度以降に長期研修を修了した者は、修了翌年度から3年間。

(研修内容等の検討及び状況確認)

第8条 補助事業者は、第4条の規定による長期研修事業を実施する場合、事前に研修生個別の研修カリキュラムを確認し、また、定期的に研修実施状況の確認を行い、研修修了後は、研修日誌を知事に提出しなければならない。

い。

2 学校形式運営事業における補助事業者は、研修を開始して3か月を経過した時点で、定期的な研修実施状況の確認に合わせて研修生の適性を確認するものとする。

3 技能習得研修事業の補助事業者は、定期的に研修実施状況の確認を行い、研修修了後は研修日誌を知事に提出しなければならない。

(円滑な就業への支援)

第10条 学校形式運営事業における補助事業者は、研修修了後の円滑な就業を図るため、研修生に対し、生産施設や住宅に関する情報を提供すると共に、間接補助事業者による就業準備への支援に努めなければならない。

(補助金の交付の申請)

第11条 学校形式運営事業における補助事業者及び技能習得研修事業の補助事業者（以下、「各補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

3 技能習得研修事業を伝統的工芸品等の生産者等が実施するに当たっては、別記第1号様式の3による意見を添えて提出しなければならない。この場合において、意見照会先は第4条第2号に定める生産団体とし、事前に研修生個別の研修カリキュラムを作成のうえ、意見を求めるものとする。（ただし、生産団体が存在しない伝統的特産品については、市町村又は商工会に意見を求めるものとする。）

(補助金の交付の決定)

第12条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

2 補助事業者は、第4条の規定による長期研修事業を実施する場合、研修を開始して3ヶ月を経過した時点で、定期的な研修実施状況の確認に合わせて研修生の適性を確認するものとする。

(円滑な就業への支援)

第9条 補助事業者は、第4条の規定による研修事業を実施する場合、研修修了後の円滑な就業を図るため、研修生に対し、生産施設や住宅に関する情報を提供すると共に、間接補助事業者による就業準備への支援に努めなければならない。

(補助金の交付の申請)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第11条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその適否を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

<p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第13条 知事は、<u>学校形式運営事業及び技能習得研修事業の事業実施主体</u>（以下「各事業実施主体」という）が別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第14条 補助金の交付の目的を達成するため、各補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。</p> <p>(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(7) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。</p> <p>2 <u>学校形式運営事業において補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 研修生に対する研修補助金及び研修受入生産者等に対する謝金の支払いに関する規程、要綱等を定め、これに基づいて支払うものとする。</u></p> <p><u>(2) 間接補助金の交付に当たっては、事業実施主体に対して前条各号に掲げる条件を付さなければならないこと。</u></p> <p><u>(3) 四半期ごとに事業実施主体から補助事業の進捗状況を聞くなど事業の推進に努めること。</u></p> <p>(補助事業の変更、中止及び廃止)</p> <p>第15条 各補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかの変更、中止、若しくは廃止をしようとするときは、事前に知事と協議のうえ、別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の中止、若しくは廃止</p> <p>(2) 研修生の研修の中止</p>	<p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第12条 知事は、間接補助事業者が別表第1に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第13条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助金に係る要綱等の規定に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うものとし、補助金を他の用途へ使用してはならないこと。</p> <p>(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。</p> <p>(3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部または一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第1に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(7) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならないこと。</p> <p>(8) 補助事業者は、四半期ごとに間接補助事業者から補助事業の進捗状況を聞くなど事業の推進に努めること。</p> <p>(9) 長期研修生が自己都合により研修を中止・廃止をする場合は、申立書などによりその理由を明らかにさせること。</p> <p>(10) 研修生に対する研修補助金及び研修受入生産者等に対する謝金の支払いに関する規程、要綱等を定め、これに基づいて支払うものとする。</p> <p>(補助事業の変更、中止及び廃止)</p> <p>第14条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分について、次の各号のいずれかの変更、中止、若しくは廃止をしようとするときは、事前に知事と協議のうえ、別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の中止、若しくは廃止</p> <p>(2) 研修生の研修の中止</p>
--	---

<p>(3) 研修生の研修期間の変更</p> <p>(4) 長期研修修生が行う販路開拓・プロモーション事業の実施期間又は実施地域等の変更</p> <p>(4) 交付決定額の変更をしようとするとき(ただし、交付決定額の30%を超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。)</p> <p>2 知事は、前項の規定により変更(中止・廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。</p> <p>4 知事は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。</p> <p>(状況報告及び調査)</p> <p>第16条 知事は、必要があると認めるときは、各補助事業者及び各事業実施主体に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第17条 各補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による補助金実績報告書に、知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 各補助事業者は、第11条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 各補助事業者は、第11条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>補助金の額の確定)</p> <p>第18条 知事は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第15条第2項の規定による承認をした場合にあつては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。</p> <p>(補助金の支払)</p> <p>第19条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。</p>	<p>(3) 研修生の研修期間の変更</p> <p>(4) 長期研修修生が行う販路開拓・プロモーション事業の実施期間又は実施地域等の変更</p> <p>(5) 交付決定額の変更をしようとするとき(ただし、交付決定額の30%を超えない範囲で減額しようとする場合は、この限りでない。)</p> <p>2 知事は、前項の規定により変更(中止・廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。</p> <p>4 知事は、前項の規定による協議の際に、補助事業者に対し、必要な調査を行うことができる。</p> <p>(状況報告及び調査)</p> <p>第15条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者、間接補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第16条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による補助金実績報告書に、知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、第10条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第10条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第17条 知事は、前条の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第14条第2項の規定による承認をした場合にあつては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。</p> <p>(補助金の支払)</p> <p>第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。</p>
---	--

2 各補助事業者は、前項ただし書の規程に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第20条 知事は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、第6号及び第7号の規定については、病気、災害等のやむを得ない事情があるとして知事が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 各補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 各補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 各補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 各補助事業者が自ら定める規定、要綱等の規程に基づき補助金の一部又は全部を返還させたとき。
- (5) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- (6) 各事業実施主体が研修生の研修を中止したとき及び長期研修生が研修を中止したとき。
- (7) 研修生が長期研修修了後、研修期間の1.5倍以上の期間、県内に滞在し、研修を受けた伝統的工芸品等産業に従事しなかったとき。

(滞在活動状況の報告)

第21条 各補助事業者は、第4条の規定による長期研修修了後、補助事業の研修期間に1.5を掛けた期間の滞在活動状況について、研修を受けた者からの報告を取りまとめ、毎会計年度終了した日から起算して30日を経過した日までに、滞在活動報告書(別記第6号様式)を知事に提出するものとする。

2 各補助事業者は、前項の規定による報告をした場合は、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後4年間保管しなければならない。

(グリーン購入等)

第22条 補助事業は補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

2 事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「公共調達による地産地消推進戦略」に基づき県内事業者から物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第23条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

2 補助事業者は、前項ただし書の規程に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第19条 知事は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として補助事業者が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。
- (2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が自ら定める規定、要綱等の規程に基づき研修補助金の一部又は全部を返還させたとき。
- (5) 補助事業の実施が著しく不適當であると認められたとき。
- (6) 研修受入生産者等が研修生の研修を中止したとき及び、研修生が長期研修を中止したとき。
- (7) 研修生が長期研修修了後、研修期間の1.5倍以上の期間、県内に滞在し、研修を受けた伝統的工芸品等産業に従事しなかったとき。

(滞在活動状況の報告)

第20条 補助事業者は、第4条の規定による長期研修修了後、補助事業の研修期間に1.5を掛けた期間の滞在活動状況について、研修を受けた者からの報告を取りまとめ、毎会計年度終了した日から起算して30日を経過した日までに、滞在活動報告書(別記第6号様式)を知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による報告をした場合は、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後4年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第21条 補助事業は補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第22条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

<p>(委任)</p> <p>第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。また、この要綱の規定に基づき交付された補助金については第14条第1項第1号から第5号まで、第16条、第17条第3項、第20条、第21条及び第23条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(委任)</p> <p>第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年7月24日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。また、この要綱の規定に基づき交付された補助金については第13条第1号から第5号まで、第15条、第16条第3項、第19条、第20条及び第22条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>
---	--

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第13条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第12条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
一般財源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	事業名	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
学校形式運営事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	学校運営補助		
技能習得研修事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	研修受指導者補助		
計			

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
一般財源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分	事業名	予 算 額	備 考 (積算根拠等)
短期研修事業	短期研修		
長期研修事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	研修受入生産者等補助		
	学校運営補助		
	販路開拓・プロモーション事業	販路開拓・市場調査	
計			

予算議決日（又は議決予定日）

年 月 日（予定）

6 事業の負担区分

(単位：円)

事業区分	事業名	補助対象経費	負担区分				
			県補助金	市町村費	その他	計	
学校形式 運営事業	研修環境整備						
		小計					
	研修生補助						
		小計					
学校運営補助							
	小計						
技能習得 研修事業	研修環境整備						
		小計					
	研修生補助						
		小計					
	研修指導者補助						
		小計					
	合計						

6 事業の負担区分

(単位：円)

事業区分	事業名	補助対象経費	負担区分			
			県補助金	市町村費	その他	計
短期研修事業	短期研修					
		小計				
長期研修事業	研修環境整備					
		小計				
	研修生補助					
		小計				
	研修受入生産者等補助					
		小計				
	学校運営補助					
		小計				
販路開拓・プロモーション事業	販路開拓・市場調査					
		小計				
合計						

7 実施研修計画書

~~短期研修事業 <短期研修>~~

市町村名		担当課 (担当者)	
事業のPR等	※事業PR方法や研修生の募集方法等を記入してください。		
研修場所			
研修実施予定時期		予定 日数	===== ====
研修受入予定人数			
研修指導者等	※研修指導者の概要等（研修指導者の氏名、年齢、就業経験年数、研修生受入態勢等）を記入してください。		
研修内容等	※研修内容、研修指導者名、研修生指導方法等を記入してください。		
市町村支援内容	※市町村の支援内容（助成方法、助成金額）を記入してください。		
その他	※その他必要な事項を記入してください。		

~~(注) 1 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。~~~~2 スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。~~~~3 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当と副担当を決めて明記してください。~~

7 実施研修計画書

短期研修事業 <短期研修>

市町村名		担当課 (担当者)	
事業のPR等	※事業PR方法や研修生の募集方法等を記入してください。		
研修場所			
研修実施予定時期		予定 日数	日
研修受入予定人数			
研修指導者等	※研修指導者の概要等（研修指導者の氏名、年齢、就業経験年数、研修生受入態勢等）を記入してください。		
研修内容等	※研修内容、研修指導者名、研修生指導方法等を記入してください。		
市町村支援内容	※市町村の支援内容（助成方法、助成金額）を記入してください。		
その他	※その他必要な事項を記入してください。		

(注) 1 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。

2 スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。

3 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当と副担当を決めて明記してください。

学校形式運営事業 <環境整備、研修生補助、学校運営補助>

市町村名	担当課 (担当者)
研修受入生産者等	※研修受入生産者の概要等（研修施設等の名称、研修指導者の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等）を記入してください。
研修生	※研修生の概要（氏名、年齢、新規学卒・U・Iターン別、県内外出身別、その他伝統工芸就業経験、研修希望内容等）を記入してください。
研修内容等	※研修予定期間、研修内容、研修生指導方法等を記入してください。
市町村支援内容	※市町村の支援内容（助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、研修実施状況の把握方法等）を記入してください。
その他	※その他必要な事項を記入してください。

- (注) 1 複数名で実施する場合は、研修生ごとに作成してください。
 2 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 3 年間スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。
 4 研修生ごとに誓約書と住民票の写しを添付してください。
 5 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当を決めて指導者全員を明記してください。

長期研修事業 <研修環境整備、研修生補助、研修受入生産者等補助、学校運営補助>

市町村名	担当課 (担当者)
研修受入生産者等	※研修受入生産者の概要等（研修施設等の名称、研修指導者の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等）を記入してください。
研修生	※研修生の概要（氏名、年齢、新規学卒・U・Iターン別、県内外出身別、その他伝統工芸就業経験、研修希望内容等）を記入してください。
研修内容等	※研修予定期間、研修内容、研修生指導方法等を記入してください。
市町村支援内容	※市町村の支援内容（助成方法、助成金額、研修生の待遇内容、研修実施状況の把握方法等）を記入してください。
その他	※その他必要な事項を記入してください。

- (注) 1 複数名で実施する場合は、研修生ごとに作成してください。
 2 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 3 年間スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。
 4 研修生ごとに誓約書と住民票の写しを添付してください。
 5 複数の研修指導者等で研修を行う際は、主担当を決めて指導者全員を明記してください。

技能習得研修事業 <環境整備、研修生補助、研修指導者補助>

申請担当者	
研修受入生産者等	※研修受入生産者の概要等（研修施設等の名称、研修指導者の氏名、年齢、就業経験年数、経営概要、研修生受入態勢等）を記入してください。
研修生	※研修生の概要（氏名、年齢、新規学卒・U・Iターン別、県内外出身別、その他伝統工芸就業経験、研修希望内容等）を記入してください。
研修内容等	※研修予定期間、研修内容、研修生指導方法等を記入してください。
その他	※その他必要な事項を記入してください。

- (注) 1 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 2 年間スケジュールや研修内容等を記載した研修カリキュラム案を添付してください。
 3 複数の研修指導者等で研修を行う際は、指導者全員を明記してください。

販路開拓・プロモーション事業 <販路開拓・市場調査>

市町村名		担当課 (担当者)	
事業内容	※販路開拓・市場調査の概要（展示会への出展・調査の目的、出展・調査実施期間、出展・調査実施地域、出展・調査を行う展示会・商談会等の名称、その他販路開拓・調査の具体的内容等）を記入してください。		
長期研修修了生等	※長期研修修了生等の概要（氏名、年齢、長期研修修了生の場合は研修実施期間、就業年数、現在の就業場所等）を記入してください。		
市町村支援内容	※市町村の支援内容（助成方法、助成金額、調査実施状況及び実施結果の把握方法等）を記入してください。		
その他	※その他必要な事項を記入してください。		

- (注) 1 複数名で実施する場合は、長期研修修了生等ごとに作成してください。
 2 各項目とも、必要に応じて別紙に記載しても構いません。
 3 事業スケジュール案を添付してください。
 4 研修修了生等は住民票の写しを添付してください。

8 添付書類

(1) 学校形式運営事業の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等（様式自由）

・研修生、研修受入生産者等の選定経過及び結果

・研修生の住民票

・研修内容、スケジュールがわかるもの

・研修環境整備において、購入予定品の内容がわかるもの（見積書等）

・市町村の助成金交付に際する条件等を規定した規則又は要綱

(2) 技能習得研修事業の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等

・研修生の選定経過及び結果

・研修生の住民票

・研修内容、スケジュールがわかるもの

・研修環境整備において、購入予定品の内容がわかるもの（見積書等）

・生産団体等の意見書（第1号様式の3）

以下、各補助事業共通の関係書類等

(3) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書等

(4) 誓約書兼同意書（別記第1号様式の1及び2）

(5) 消費税及び地方消費税額の還付がないことの確認書（該当の場合）

(6) その他、事業実施内容の説明に必要な資料等

第1号様式の1 省略

第1号様式の2 省略

8 添付書類

(1) 長期研修事業の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等（様式自由）

・研修生、研修受入生産者等の選定経過及び結果

・研修内容の検討経過及び結果

・研修生の待遇方法の検討経過及び結果

・研修実施状況の確認方法の検討経過及び結果

・研修環境整備において、購入予定品の内容がわかるもの

(2) 販路開拓・プロモーション事業の場合は、次に掲げる事項を記載した関係書類等

・産地組合からの推薦書（様式自由）（長期研修修了生の場合除く。）

・販路開拓・市場調査の対象となる展示会・商談会等の情報

(3) 市町村の助成金交付に際する条件等を規定した規則又は要綱

(4) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書等（間接補助事業者）

(5) 誓約書兼同意書（別記第1号様式の1及び2）

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか事業実施内容の説明に必要な資料等

第1号様式の1 省略

第1号様式の2 省略

第1号様式の3

年 月 日

高知県知事 様

住所

団体名

代表者氏名

年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付申請に係る意見書

〇〇から提出のあった研修カリキュラムに基づき、研修期間や内容について確認したところ、当該研修の実施は適当と考えられます。

1. 当該研修実施体制及び研修生への所見

2. 当該研修内容に関する所見

第2号様式 (第15条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業実施変更（中止・廃止）承認申請書
年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の
決定（又は変更の決定）がありました高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業
費補助金について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県伝統的工芸品
産業等後継者育成対策事業補助金交付要綱第14条の規定により、申請します。

記

1 事業区分・事業名

(1) 学校形式運営事業

研修環境整備

研修生補助

学校運営補助

(2) 技能習得研修事業

研修環境整備

研修生補助

研修指導者補助

※当てはまる事業名の の中に○を記入してください。

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

4 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引増減額
円	円	円

第2号様式 (第14条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業実施変更（中止・廃止）承認申請書
年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の
決定（又は変更の決定）がありました高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事
業費補助金について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県伝統的工芸
品産業等後継者育成対策事業補助金交付要綱第14条の規定により、申請します。

記

事業区分・事業名

(1) 短期研修事業

短期研修

(2) 長期研修事業

研修環境整備

研修生補助

研修受入生産者等補助

学校運営補助

(3) 販路開拓・プロモーション事業

販路開拓・市場調査

※当てはまる事業名の の中に○を記入してください。

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

4 補助金変更申請額

既交付決定額	変更後の申請額	差引増減額
円	円	円

県補助金		
一般財源		
その他		
計		

(2) 支出の部 (単位：円)

事業区分	事業名	予算額	備考 (積算根拠等)
学校形式運営事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	学校運営補助		
技能習得研修事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	研修指導者補助		
計			

6 添付書類

別記第1号様式の「8添付書類」に準じ、申立書など変更（中止・廃止）申請の説明に必要な書類を添付してください。

(参考様式1) 省略

第3号様式（第17条関係）

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	備考
県補助金		
一般財源		
その他		
計		

(2) 支出の部 (単位：円)

事業区分	事業名	決算額	備考(積算根拠等)
短期研修事業	短期研修		
長期研修事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	研修受入生産者等補助		
	学校運営補助		
販路開拓・プロモーション事業	販路開拓・市場調査		
計			

6 添付書類

別記第1号様式の「8添付書類」に準じ、申立書など変更（中止・廃止）申請の説明に必要な書類を添付してください。

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金の交付の決定がありました通知に基づき、下記のとおり高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業を実施しましたので、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第 16 条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業区分・事業名

(1) 学校形式運営事業

研修環境整備

研修生補助

学校運営補助

(2) 技能習得研修事業

研修環境整備

研修生補助

研修指導者補助

※当てはまる事業名の [] の中に○を記入してください。

2 事業の成果

3 収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

(参考様式1) 省略

第3号様式 (第16条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金の交付の決定がありました通知に基づき、下記のとおり高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業を実施しましたので、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第 16 条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業区分・事業名

(1) 短期研修事業

短期研修

(2) 長期研修事業

研修環境整備

研修生補助

研修受入生産者等補助

学校運営補助

(3) 販路開拓・プロモーション事業

販路開拓・市場調査

※当てはまる事業名の [] の中に○を記入してください。

2 事業の成果

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
一般財源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部 (単位：円)

事業区分	事業名	決 算 額	備 考 (積算根拠等)
学校形式運営事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	学校運営補助		
技能習得研修事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	研修指導者補助		
計			

4 収支決算
事業の負担区分等 (単位：円)

3 収支決算
(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
一般財源		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部 (単位：円)

事業区分	事業名	決 算 額	備 考 (積算根拠等)
短期研修事業	短期研修		
長期研修事業	研修環境整備		
	研修生補助		
	研修受入生産者等補助		
	学校運営補助		
販路開拓・プロモーション事業	販路開拓・市場調査		
計			

業 区 分	象経費	県補助金		市町村費		その他		計											
		交付決 定額	実績額	交付決 定額	実績額	交付決 定額	実績額	交付決 定額	実績額										
技 能 習 得 研 修 事 業	研修 環境 整備									研 修 受 入 生 産 者 等 補 助									
	小 計										小 計								
	学校 運営 補助										学校 運営 補助								
	小 計									小 計									
	研修生 補助									販 路 開 拓 ・ プ ラ モ ニ シ ヨ ン 事 業	販 路 開 拓 ・ 市 場 調 査								
	小 計																		
	研 修 指 導 者 補 助																		
	小 計																		
	小 計									小 計									
	合 計									合 計									
5 添付書類 ・市町村の検査調書の写し ・事業実施状況を確認することができる資料（様式自由）等 第4号様式（第16条関係）										5 添付書類 ・市町村の検査調書の写し ・事業実施状況を確認することができる資料（様式自由）等									

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金消費税控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金について、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分・事業名

(1) 学校形式運営事業

研修環境整備

研修生補助

学校運営補助

(2) 技能習得研修事業

研修環境整備

研修生補助

研修指導者補助

※当てはまる事業名の の中に○を記入してください。

2 高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第 17 条の規定による補助金の確定額

金 円

3 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等

金 円

第4号様式 (第 16 条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市 町 村 長

年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金消費税控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金について、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業区分・事業名

(1) 短期研修事業

短期研修

(2) 長期研修事業

研修環境整備

研修生補助

研修受入生産者等補助

学校運営補助

(3) 販路開拓・プロモーション事業

販路開拓・市場調査

※当てはまる事業名の の中に○を記入してください。

2 高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第 17 条の規定による補助金の確定額

金 円

3 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額等

金 円

4 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金 円

5 補助金返還相当額
金 円

(注) 間接補助事業者別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

4 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等
金 円

5 補助金返還相当額
金 円

(注) 間接補助事業者別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で(変更) 交付の決定通知がありました補助金について、
年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第18条の規定により、下記の
とおり請求します。

記

1 交付決定額	金	円
2 既交付額	金	円
3 今回請求額	金	円
4 残 額	金	円

第6号様式(第21条関係)

第5号様式(第18条関係)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

市町村長

年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で(変更) 交付の決定通知がありました補助金について、
年度高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金交付要綱第18条の規定により、下記の
とおり請求します。

記

1 交付決定額	金	円
2 既交付額	金	円
3 今回請求額	金	円
4 残 額	金	円

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金滞在活動報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業に関し、 年度の滞在活動状況について、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業補助金交付要綱第20条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 長期研修修了者名

2 長期研修修了後の状況

※長期研修を受けた方の滞在活動報告など活動状況のわかる資料を添付してください。

(参考様式2) 省略

第6号様式 (第20条関係)

年 月 日

高知県知事 様

市町村長

高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金滞在活動報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業に関し、 年度の滞在活動状況について、高知県伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業補助金交付要綱第20条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 長期研修修了者名

2 長期研修修了後の状況

※長期研修を受けた方の滞在活動報告など活動状況のわかる資料を添付してください。

(参考様式2) 省略